

昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

参議院議長 山崎正昭殿

小西洋之



昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問主意書

昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において記載されている「昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」」との文書を作成した時に、当該文書のために作成された行政文書で、現在も政府が保管しているものを網羅的に示されたい。また、当該行政文書について、「当該文書のために作成された行政文書」であると理解した理由について示されたい。

右質問する。

